税

平成24年度 税の申告が始まります

2月16日㈭～3月15日㈭

所得税の申告

問合せ　廿日市税務署（音声ガイダンス）☎㉜1217

所得税の申告は、廿日市地方合同庁舎へ
税務署では、納税者自身が申告書を書いて、期限内に申告する自書申告を推進しています。なかでも、確定申告期間中は24時間受付可能なe-Taxの利用をお勧めします。

所得税の申告会場

と　き　２月16日㈭～３月15日㈭
受付時間　８時30分～16時
（土・日曜日、祝日を除く）

ところ　廿日市地方合同庁舎

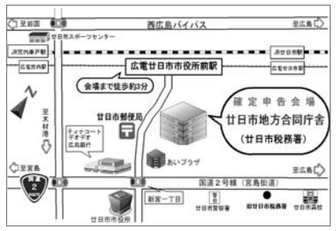

※還付申告の場合は、２月15日㈭以前でも申告書を提出することができます
※来場は公共交通機関を利用してください

所得税の申告が必要な人

所得の種類	申告が必要な人
事業所得や不動産所得などがある場合	平成23年分の所得金額の合計が、所得控除の合計額を超える人
給与所得がある場合	①給与の年収が２千万円を超える人 ②給与・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人 ③給与を２カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
保険金を受け取った場合	保険金が死亡か満期によるものか、誰が保険料を負担していたかなどにより課税方法が異なります。税務署に相談してください。

申告を間違ったとき、忘れていたときは

次のような場合は、速やかに手続きしてください。期限後申告による新たな納税額は、延滞税と併せて申告時に納付してください。

申告例	手続きの方法
税額を多く申告した場合	「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。
税額を少なく申告した場合	「修正申告」をして正しい税額にしてください。
申告を忘れた場合	ただちに申告をしてください。

市・県民税の申告

問合せ　課税課　市民税係☎㉚9113

市県民税の申告は市役所、各支所へ
市県民税の申告書は、期限内に早めに提出しましょう。

市県民税の申告が必要な人

区　分	条　　件
市県民税の申告が必要な人	平成24年１月１日現在、本市に住んでいた人で、平成23年中（平成23年１月～12月）に所得のあった人（「所得」とは、総収入から必要経費を引いた残りです）
市県民税の申告が必要ない人	・税務署に所得税の確定申告書を提出した人 ・給与や公的年金などの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から支払報告書（源泉徴収票）が市へ提出されており、それ以外の所得がない人 ※給与以外の所得がある場合は、たとえ少ない額でもそれを含めた申告が必要です ※公的年金の受給者で、所得控除（医療費控除、社会保険料控除など）を受けようとする人は申告が必要です

市県民税の申告相談日程

※土・日曜日を除く

と　き	ところ
２月16日㈭～３月15日㈭ ８時30分～17時	市役所１階　申告相談会場
	佐伯支所２階　申告相談会場
	大野支所１階　申告相談会場
２月22日㈭、２月29日㈭ ３月７日㈭、３月14日㈭ ８時30分～17時	吉和支所１階　申告相談会場
２月16日㈭、２月23日㈭ ３月１日㈭、３月８日㈭ ８時30分～17時	宮島支所１階　申告相談会場

申告に必要なもの

①所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳など）
②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の支払証明書など
③医療費控除を受ける人は、医療費などの領収書（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
④印鑑（ゴム製不可）
※①～③は平成23年中（平成23年１月～12月）のものに限る

平成23年分確定申告の主な

改正点

確定申告に関する一般的な相談は、確定申告テレフォンセンターを利用してください。音声ガイダンスに従って「０番」を選択してください。
問合せ　廿日市税務署（音声ガイダンス）☎㉜1217

年金受給者の確定申告の簡素化

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が４００万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。
・この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
・所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
※詳しくは問い合わせてください

東日本大震災で寄附をされた方

個人が寄附金・義援金を支出した場合、その寄附金が、
・国または著しい被害が生じた地方公共団体に対する寄附金
・日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会に対し、「東日本大震災義援金」として直接支出した寄附金
・財務大臣が指定する寄附金
など、一定のものであるときは、「震災関連寄附金」（特定寄附金）に該当し、寄附金控除の対象となります。
また、震災関連寄附金のうち、認定ＮＰＯ法人や中央共同募金会が東日本大震災に関連して被災者の救援活動などのために募集する寄附金で一定のものについては、寄附金控除（所得控除）との選択により特定震災指定寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることもできます。
※確定申告や震災関連寄附金、特定震災指定寄附金に関することなど、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

東日本大震災で被災された皆さまへ

東日本大震災により、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
被災された皆様の負担の軽減を図るため、次のような措置が講じられています。
①雑損控除の特例など
②災害減免法による税金の軽減免除の特例
③住宅借入金等特別控除などの適用期間に係る特例など
※詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署へお尋ねください

寄附金税額控除の適用下限額変更

平成23年1月1日以降の寄附金について、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限が５千円から２千円に下がりました。

扶養控除の変更

所得税は、平成23年分から、住民税は平成24年度分から、扶養控除が変更されます。
①年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。
②年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分が廃止され、扶養控除の額が変更になりました。
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族となります。
③扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、扶養控除または配偶者控除の額に加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が引き上げられました。

扶養控除の改正（所得税）

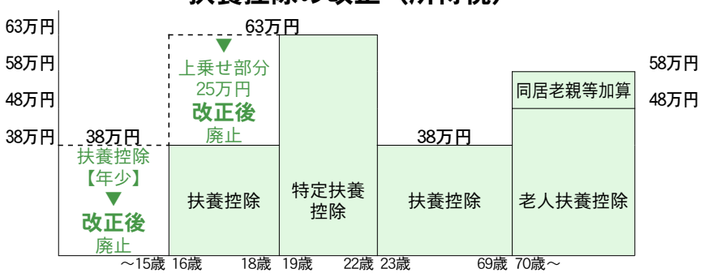

軽減税率の適用期限延長

上場株式などに係る配当などおよび譲渡所得に係る10％軽減税率の適用期限が２年延長されました。
※詳しくは、国税庁や市のホームページをご覧いただくか、税務署や市役所に問い合わせください